

しあわせ丸森暮らし応援事業補助金に係る手続き等について

1. (住宅取得奨励事業)

対象者について

申請日現在で、申請者または配偶者が45歳未満

いずれかの世帯である

夫婦世帯 夫婦いずれかが45歳未満の世帯

子育て世帯 中学生以下の子ども(同居)を扶養している世帯(母子・父子世帯を含む)

新規転入世帯 2年以上丸森町以外に住所を置いた世帯のうち、以下のどちらかに該当
・丸森町に転入後1年未満の世帯
・これから丸森町に転入する世帯

工事費は以下の費用を含まない消費税及び地方消費税を除いた額であること

工事費に含まれない費用(建物以外の工事、他の補助金の対象となる工事)

- ・外構費(建物の取得に当たらない)
- ・浄化槽設置工事費(建設課から交付される補助額ではなく、設置に要する費用全部)
- ・太陽光発電施設設置工事費(町からの補助を受けている場合)

丸森町内に定住の意思があること

(補助金を受領した日から5年以内に町外に転出した場合は、補助金返還となります)

自己が居住するための住宅を取得すること

住宅を建設する場合は、工事着手前に申請し、交付決定後は申請年度内に着手すること

建売住宅、中古住宅を取得する場合は住宅売買契約締結後速やかに申請すること。

(建売住宅の場合は入居前に申請する必要があります。)

申請日の属する年度の前年度において、市町村民税等の滞納がないこと

過去に同様の補助を受けていないこと

申請日の属する年度の遅くとも次年度末までに実績報告書類の提出が可能であること

しあわせ丸森暮らし応援事業補助金に係る手続き等について

申請書類（申請者＝売買又は工事請負の契約者）

申請書（様式第1号）

別紙2

添付書類

共通：対象世帯すべて

- ア ・世帯全員分の住民票 ... 世帯主・続柄記載のあるもの
- イ ・完納証明書又は納税証明書（申請日の属する年度の前年度分・申請者分）
納税義務が無い方は非課税証明書
- ウ ・工事請負契約書及び見積書、又は住宅売買契約書等の写し
（住宅取得に要する経費と支出内訳を明らかにできる書類）
- エ ・付近見取図（住宅地図等：縮尺は任意）
- オ ・施工内容が分かる書類（平面図等）
- カ ・【町内建築業者等加算を受ける場合】
・・・施工者が町内建築業者等であることを証する書類
施工者が建設許可業者の場合は不要
丸森町建設業組合に加入している場合は、丸森町建設業組合の推薦書可
- キ 【土地取得加算を受ける場合】
・土地売買契約書等の写し
（申請日前2年以内に土地を取得したことを証明する書類及び土地取得に要する経費を明らかにできる書類）
- ク 【農地転用の許可を受けた土地に住宅を建設する場合】
・農地転用許可証の写し

新規転入世帯 ... 新規転入世帯に該当する場合

- ケ ・戸籍の附票... 申請日前2年間の住所の履歴が分かるもの

しあわせ丸森暮らし応援事業補助金に係る手続き等について

実績報告書類

実績報告書(様式第5号)

添付書類

- ア ・世帯全員分の住民票
 - 世帯主・続柄記載のあるもの
 - 住所が補助対象住宅の所在地であるもの(引渡し完了後のもの)
- イ ・住宅取得に要した費用を明らかにできる書類
 - 領収書又はこれに準ずるものの写し(いつ、いくら支払ったかわかるように)
 - 建築に要した費用の明細(工事費の内訳書等)
 - 追加工事がある場合は、その契約書、明細など
領収書等と明細が一致すること
- ウ【新築住宅取得の場合】
 - ・建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく検査済証の写し
第7条の2第5項の規定による検査済証
- エ ・登記事項証明書
 - 取得した建物の所有権保存登記(申請者名義)がされているもの
 - (土地取得がある場合は)土地の権利(所有名義等)が申請者となっているもの
- オ ・住宅の外観の写真(正面・側面・背面等)
- カ【土地取得加算を受ける場合】
 - ・土地取得に要した費用を明らかにできる書類
 - 領収書又はこれに準ずるものの写し
(手付金がある場合は手付金と残代金の領収書もしくは振込書の写し)

【実績報告の提出時期】

- ・事業完了後(土地建物の権利設定及び変更、住宅取得費に係る支払い、住所変更等すべて完了した日)からおおよそ1か月以内に報告してください